平成２４年（フ）第５６２号
大阪府阪南市尾崎町７丁目１番６―504号、前住所大阪府泉南市男里６丁目15番２―A406号
債務者　髙橋　伸夫
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５６５号
大阪府岸和田市作才町187番地
債務者　武岡ミサ子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５６６号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番９―607号
債務者　岩下　美也
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５６８号
大阪府阪南市和泉鳥取773番地の３
債務者　北　富紀子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５６９号
大阪府和泉市太町36番地の16
債務者　ヘアーメイクイマジンこと　谷坂　朱美（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５７４号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番７―406号
債務者　安本　貴行
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
北海道岩見沢市日の出台２丁目11番７号
債務者　牧野　芳枝（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第９９号
北海道岩見沢市北本町東１丁目２番14号　高田ハイツ３号
債務者　本田　卓矢
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６２号
山形県鶴岡市道田町11番10号　ビレッジみちたＣ号室
債務者　佐藤　政光
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第５１０号
神奈川県平塚市西八幡２丁目12番13号　平野ハイツ101号
債務者　ウエダ　エレナ　カルクエラこと　UEDA　ERNACUALQUERA
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８３号
新潟市東区紫竹５丁目22番１号
債務者　細野　正義
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８４号
新潟市東区紫竹５丁目22番１号
債務者　細野　栄子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２０号
新潟市東区太平３丁目17番地７　カーサレガーロⅠ102、前住所新潟県長岡市喜多町601番地６
債務者　高橋　浩芳
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３０号
新潟市中央区寺裏通２番町266番地１
債務者　池田　邦紀
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３９号
新潟県五泉市石曽根7169番地５、前住所新潟県五泉市上野636番地
債務者　金子　辰典
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４７号
新潟市西区関屋堀割町４番23号
債務者　市嶋　　彰
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４８号
新潟県燕市吉田法花堂366番地の３
債務者　丸山ユリ子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで　新潟地方裁判所民事部